

11月9日(火)～15日(月)は

「秋季全国火災予防運動」期間です



火の始末
家族で点検
おうち時間



2021年度
全国統一
防火標語

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えます。火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止することを目的に、火災予防運動を実施します。一人ひとりが防火意識を高め、大切な命や財産を守りましょう。
問い合わせ 消防本部予防課 420-2125

設置していますか？



全ての住宅に 「住宅用火災警報器」!

「住宅用火災警報器」は、火災の発生を早期に感知し、警報音や音声などで知らせる機器です。設置することで「逃げ遅れ」による犠牲者の発生を防ぎ、被害を最小限にするため、全ての住宅に設置が義務付けられています。火災から命を守るため、設置しましょう。

令和2年度
住宅用火災警報器設置率

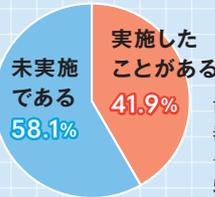
全国平均	82.6%
埼玉県平均	78.1%
戸田市	74.0%



定期的に 点検をしましょう!

法改正から約10年が経過し、当初設置された多くの住宅用火災警報器が本体の使用期限を迎えています。大切な命を守るために定期的に点検を行い、設置から10年を経過しているものは交換しましょう。

直近、半年間に住宅用火災警報器の作動確認を実施しましたか？



市住宅用火災警報器点検調査アンケート結果(令和3年5月31日)

いざという時の

「街角消火器」をチェック!

火災や地震の初期消火対策のため、市内の道路や住宅の壁などに約1,300本の街角消火器が設置してあります。火災を発見した際は、誰でも使用することができます。もしもの時に備えて、近くの街角消火器の設置場所を確認しておきましょう。また、被害を最小限に抑えるため、火災発見後は速やかに119番通報をお願いします。



11月は「児童虐待防止推進月間」です

子どもへの暴力、体罰、子どもの前での夫婦喧嘩やDV、養育放棄などの児童虐待が増加し、深刻な社会問題になっています。児童虐待は極めて重大な人権侵害であり、子どもの将来に悪影響を与え、生命に危険が及ぶ場合もあります。子どもの人格や尊厳を尊重した子育てが求められています。
問い合わせ こども家庭支援室(内線701)



オレンジリボンには、子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

令和3年度標語

いちはやく
189

「だれか」じゃなくて 「あなた」から



体罰は法律で禁止されています

児童虐待の防止等に関する法律が改正され、令和2年4月から、体罰が明確に禁止されました。「たたいたり、怒鳴ったりしない方法があれば知りたい」という方、一緒に対応を考えます。一人で抱え込まず、市こども家庭相談センターに相談してください。

体罰防止のためのサイトを紹介します

体罰等によらない子育てのために



愛の鞭
ゼロ作戦



相談窓口

● 24時間子供SOSダイヤル(24時間対応・年中無休)
☎0120-0-78310 ※子ども自身が全国どこからでも、いつでも相談できます

● 親と子どもの
悩みごと相談
@埼玉(LINE)



● インターネット
人権相談
(メール)



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

「虐待かも」と感じたら、すぐに連絡してください!
こんな「サイン」を見落としていませんか?

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 夜遅くまで子どもだけで遊んでいる
- 子どもに不自然な傷や打撲の跡がある
- 夫婦喧嘩が絶えない
- 小さい子どもを家に残したまま保護者が外出している
- 夜間、子どもだけで過ごしている

連絡先

● 児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちはやく)
☎189(全国共通・24時間対応)

● 県南児童相談所
☎048-262-4152(平日、午前8時30分～午後6時15分)

● 市こども家庭相談センター(福祉保健センター内)
☎048-433-2222(平日、午前9時～午後5時)